

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、松阪市が発注する、松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(手続開始の公告)

第 3 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 松阪市ホームページ等

(2) 松阪市教育委員会事務局 教育総務課窓口での閲覧

(募集要項)

第 4 条 募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2 見積限度額	見積限度額

3	実施型式	公募型
4	参加資格	必要な参加資格
5	参加表明	参加表明書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	日程	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続の流れ
7	説明会	開催日時、場所など
8	提案書作成方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
9	審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など
10	審査結果	通知方法、通知時期など
11	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど
12	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど
13	問合せ先	担当部署名、連絡先
14	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など

（参加資格要件）

第 5 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加書類提出日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加書類提出日時点における松阪市競争入札資格者名簿に募集要項で示した対象業種（部門）で登録されていること。名簿に登載されていない応募者については、選定の対象外とする。
- (3) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 17 年松阪市告示第 150 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(6) その他募集要項で示した技術者要件、同種業務の実績等参加資格要件を満たしていること。

(失格基準)

第 6 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格、技術者要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず技術提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに技術提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 募集要項により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加表明書の提出等)

第 7 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加表明書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 市長は、参加表明書を提出した者(以下「参加表明者」という。)の参加資格を審査し、参加表明者全員に参加資格確認結果通知書(様式第 2 号)により通知する。

(参加辞退)

第 8 条 前条の規定により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の交渉相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において、辞退届(様式第 3 号)を松阪市教育委員会事務局 教育総務課へ提出しなければならない。

2 前項の規定により、参加を辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けないものではない。

(提案者の選定)

第 9 条 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計等委託業務プロポーザル審

査委員会（以下「審査委員会」という。）は、第7条により参加資格を有する者から第2次審査の提案者を選定するため、技術提案書(様式第4号)について評価基準に基づき審査（以下「第1次審査」という。）を実施し、上位の5者を選定し、選定結果を書面にて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、提案者に対し、第1次審査による選定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 審査委員会は、参加表明者が複数でない場合は、第1次審査の結果により提案者として選定しない。

（非選定理由の説明）

第10条 市長は、前条第1項により提案者として選定されなかった者（以下「非選定者」という。）に対して、第1次審査による非選定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うものとする。
- 3 非選定者は、第1項の規定による通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、非選定の理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、非選定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答しなければならない。

（受託候補者の特定）

第11条 審査委員会は、別に審査要項を定め、提案者の技術提案書、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション）等を行う。

- 2 審査委員会は、審査基準に基づき点数化して評価の上最優秀者と次点者を特定し、その結果を市長に報告した上で、最優秀者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 3 審査委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに前項により決定した最優秀者に特定通知書（最優秀者）(様式第7号その1)により通知し、次点者には特定通知書（次点者）(様式第7号その2)を通知する。
- 4 審査委員会は、審査の結果により、最優秀者及び次点者を特定しない場合がある。
- 5 次点者は、第3項の規定による通知の日の翌日から起算して7日（行政機

関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、次点の理由について説明を求めることができる。

- 6 市長は、次点の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答するものとする。

（非特定理由の説明）

第 12 条 市長は、前条第 2 項の第 2 次審査により非特定となった者（以下「非特定者」という。）に対し、非特定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知は、前条第 3 項の通知と同時に行うものとする。

- 3 非特定者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、非特定の理由について説明を求めることができる。

- 4 市長は、非特定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答するものとする。

（審査結果の公表）

第 13 条 市長は、第 11 条による審査結果について、速やかに松阪市ホームページにて公表する。

（随意契約の締結）

第 14 条 第 11 条第 2 項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第 11 条第 2 項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第 15 条 本業務のプロポーザル実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一

切の費用は提案者の負担とする。

- (2) 本業務のプロポーザル実施に当たり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引換えは原則として認めない。ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）、松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の取り扱いによる。なお、最優秀者の技術提案について、募集要項の定めにより公表するものとする。

（その他）

第 16 条 本要領に定めのない事項については、市長が松阪市教育委員会等と別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

受付番号

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

（宛先）松阪市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので申し込みます。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに記載内容及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 参加資格について

内 容	チェック欄
公募型プロポーザル方式による松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計等（建築・造成設計）委託業務の委託業者選定に関する参加業者募集要項 6.（1）に定める要件を全て満足する。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
別途、特定建設設計共同企業体入札参加申請書類（参加申請、委任状、使用印鑑届、協定書）を提出してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2. 手続参加資格要件（過去の実績分）の確認

(1) 業務の実績(*1)

業 務 名	設計対象建築物 の竣工日	発注者名	受注 形態	設計業務 履行期間
業務の種類	延べ面積(*2)			
<input type="checkbox"/> 新築／ <input type="checkbox"/> 増築／ <input type="checkbox"/> 改築	㎡		<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> JV	～

(*1) 平成18年度以降に業務が完了した平成21年国土交通省告示第15号別添2の類型第7号に掲げる建築物で、延べ面積3,600㎡以上のものの新築、増築又は改築に係る設計業務において元請としての履行実績について1件記入してください。ただし、増築の場合にあっては、当該部分の面積が3,600㎡以上のものとします。なお、設計業務とは、基本設計又は実施設計の業務をいい、官民を問いません。

また、記載した設計業務の対象建築物の延べ面積(*2)及び設計者が確認できる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。

(*2) 増築の場合にあっては、「延べ面積」は「増築部分の床面積」と読みかえてください。

3. 今後の連絡先

（所属） （役職） （担当者名）

（住所） 〒 -

（電話番号） （FAX 番号）

（電子メール）

参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日

様

松阪市長

平成 年 月 日付けで提出のあった松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザルの参加表明書類について参加資格の確認を行った結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

- 【結果①】 本プロポーザルへの参加資格を有することを認めます。
- 【結果②】 本プロポーザルへの参加資格を有することを認められません。
(理由)

辞 退 届

平成 年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

平成 年 月 日付で参加の申込みを行った松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザルについて、参加を辞退したく届け出ます。

受付番号

技 術 提 案 書

平成 年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザルの技術提案書を提出します。

技術提案書 1

技術提案書 2

担当者連絡先

(所属)	(役職)	(担当者名)
(住所) 〒	-	
(電話番号)		(FAX 番号)
(電子メール)		

第1次審査による非選定通知書

平成 年 月 日

様

松阪市長

平成 年 月 日付けで貴社から提出のあった松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務の参加表明書類については、下記の理由により選定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非選定理由についての説明を求めることができます。

記

特 定 通 知 書 （最優秀者）

平成 年 月 日

様

松阪市長

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務に係るプロポーザルについて、
貴社が最優秀者に特定されたことを通知します。

特 定 通 知 書（次点者）

平成 年 月 日

様

松阪市長

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務に係るプロポーザルについて、貴社が次点者に特定されたことを通知します。貴社が最優秀者に特定されるに至らなかった理由は下記のとおりです。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力していただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、次点の理由についての説明を求めることができます。

記

非 特 定 通 知 書

平成 年 月 日

様

松阪市長

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務に係るプロポーザルについて、下記の理由により貴社が特定に至らなかったことをお知らせします。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力していただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非特定理由についての説明を求めることができます。

記